

けんりょうご 権利擁護のそうだんコーナー

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137宍粟市一宮町聞賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

Q まもなく裁判員制度が始まるようですが、高齢や障がいなどハンディキャップのある人も裁判員として裁判に参加することになるのでしょうか。裁判員はどのようにして選ばれるのですか。

A まもなく5月21日から「裁判員制度」が始まります。これは、殺人や強盗致死傷などの犯罪の刑事裁判に市民の方が参加し、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような刑にするかを決める制度です。

宍粟市内にお住まいの方は、神戸地裁姫路支部で行われる裁判員裁判に参加することとなります。

裁判員に選ばれる流れとしては、まず、年齢や障がいの有無に関係なく、選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる方が抽選で選ばれ、毎年12月頃までにその旨が通知されます。この通知と共に「調査票」が送付されますので、年間を通じて裁判員を辞退する理由があるような方はその旨を記載して裁判所へ提出することとなります。なお、今年の裁判員裁判の事件に関しては、すでに、昨年12月頃、裁判所から裁判員候補者に選ばれた旨の通知がされています。

そして、その通知が送付された方の中から、約50名程度の方がくじにより選ばれ、それぞれの事件の裁判が行われる日の6週間前頃に、裁判所への呼出状や質問票等が送付されます。そして、その事件の裁判員選任手続の日に、実際に裁判官や検察官、弁護人からの質問を受け、さらに最終的にはくじによって6名の裁判員が選ばれます。

裁判員に選ばれた方は、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような刑にするかを決めることとなります。

次回も引き続き、裁判員制度に関してご説明します。

(山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花隆介)

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 宍粟防災センター

5月22日、29日(金)
6月5日、12日、19日(金)
午後1時30分～4時

◎ 無料法律相談

立花隆介弁護士(山田法律事務所)
による無料の法律相談です。

6月5日(金)

宍粟防災センター

6月19日(金)

センターいちのみや

6月9日(火)
午後1時30分～4時

○午後2時～5時

○1件30分 定員6名

○事前予約が必要です。

○初めての方を優先します。

○申込み…社協本部

(電話72-8787)

波賀 メイプル福祉センター

5月27日、6月24日(水)
午後1時30分～4時

千種 千種保健福祉センター

6月10日(水) ※児童相談
午前10時～11時30分
6月16日(火) ※一般相談
午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～
午後5時30分、常時、社協各支部の
窓口で、介護に関する相談や苦情福
祉サービス等の相談を受付けてい
ます。お気軽にご相談ください。

◎ 結婚相談

6月6日(土)、18日(木)
宍粟防災センター

午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。

※相談はいつでも無料です。

※市内にお住まいの方が対象です。